

平成 29 年 9 月 吉日

報道機関・関係者各位

公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (NACS)  
110 番実行委員会 委員長 有山雅子

## 消費者トラブルなんでも 110 番 ～訪問販売・電話勧誘販売:クレジットから仮想通貨まで～

### 実施のご案内

平素は当協会の活動にご支援ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本年も東京・大阪にて、11月4日(土曜日)、5日(日曜日)の2日間にわたり、電話とFAXによる「なんでも110番」を実施いたします。今年度の「なんでも110番」は消費者トラブル全般を広く受け付けます。

情報通信技術の発達や高齢化の進展を始めとした社会経済状況の変化により、消費者被害も多様化しています。それに伴い消費者契約法、特定商取引法、割賦販売法などが被害救済に向け、改正を重ねられています。また、民法改正も検討されています。

当協会の土日電話相談(WET)には、「高齢独居の母が訪問販売で布団3枚など約65万円の契約をした」「インターネットで検索した事業者に鳥の巣の除去を1万円で依頼したら、作業を勝手に追加され33万円も請求された」「SNSで知りあった人と『お金持ちになれるプログラム』のための起業サポート契約をしてしまった」「認知症気味の母が、自慢のオパール指輪やネックレスなど6点を訪問して来た買取業者に格安で売ってしまった」など、高齢者や若年成人などの相談が多数寄せられています。また、クレジット、電子マネーなどの支払方法の多様化に基づくトラブルも多く、特に仮想通貨を名乗った詐欺的被害も増えています。

こうした状況を受け、29年度「なんでも110番」では、特定商取引法、消費者契約法、割賦販売法などに関わるトラブル相談を収集し、関係機関に情報提供及び提言をしていきたいと思っております。今、話題となっている通信販売の定期購入やAV出演強要などの相談も受け付けます。多くの消費者の声を110番にお寄せいただきたく、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

### 記

日時：平成29年11月4日(土)、5日(日) 午前10時～午後4時

相談方法：電話とFAX

東京 03-3400-1103 FAX 03-6434-1161

大阪 06-4790-8110 (TEL・FAX)

相談対応者：(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 会員

アドバイザー：高木 篤夫 弁護士

主催：(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会

問い合わせ先：03-6434-1125 担当：有山、樋口

以上